

## チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第4回 2013年2月

# 国務院が税関特別監督管理区域の新方針の枠組みを公布

### このアラートで検討している 法規：

- 税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進することに関する指導意見(国発[2012]58号)
- 税関特別監督管理区域の修理業務の統一強化の通知(署加発[2012]455号)

### 背景

2012年10月27日、国務院は、「税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進することに関する指導意見」国発[2012]58号(以下「指導意見」と略)を公布しました。これは、中国での税関特別監督管理区域(以下「特別監督区域」と略)の将来の発展像を描いたものです。指導意見は、様々な特別監督区域を整理統合し、中国の経済発展目標にあうように特別監督区域を調整します。その一方で、同時に、現代の情報と在庫管理技術によりもたらされる効率性と利点を活用します。

指導意見は、包括的な方針の枠組みの形で記載されているので、今後、中国税関と他の関連当局が、数ヶ月以内に、さらなる具体的な管理弁法を公布することが期待されます。なお、いつこれらの実施手段が実施されるかにかかわらず、特別監督区域の運営へと徐々に進行していることは確かです。

### 現行の特別監督区域の問題

監督区域は、とりわけ、特別監督区域と国内税関地域間及び特別監督区域と海外の物品の移動について、税関によって厳重に管理されています。一般的に、税金と関税は、各種の特別監督区域間で類似しています。しかしながら、いくつかの場合(特に伝統的な保税区分が関与している場合)、企業は、輸出増値税の還付のタイミングや国内消費に当てられる製品の課税ベースの決定にあたり、異なった結果に遭遇する可能性があります。このように仕組が複雑であるため、混乱が生じたり、法令違反によるペナルティという形の企業への不測のコストや予期せぬ高額な増値税の負担をもたらします。

さらに、それぞれの特別監督区域は、区域内で実施することのできる活動の種類に関し異なる制限を設けています。例えば、保税物流園区の会社は、保税区分の会社のために生産活動を行うことができません。特別監督区域へ運ばれたり、特別監督区域から出て行く修理品の取り扱いについてもまた規則で明確に定められていません。

これらの懸念からより統合された合理的な特別監督区域の体制が求められています。

## 要点

特別監管区域に対するより統合されたアプローチの必要性に応じて、中国政府は、国発[2012]58号の枠組みでこれらの課題に対処しました。この枠組みは、以下のことを目指しています。

- **合理化と統合**—現状の特別監管区域(輸出加工区、保税物流園区、保税港区等)は、現在の最高水準の優遇措置と、許可されるビジネス活動の最大数を網羅する総合保税區へと発展します。将来設立される特別監管区域は、一様に総合保税區モデルに従うことが期待されています。
- **環境に優しく高付加価値活動の推進**—新しい指導意見では、ハイテクや研究開発分野の会社の、特別監管区域での投資や設立を奨励しています。その他の好ましい活動として、製品設計、ブランド創出、(周辺機器や付属品とは対照的な)価値の高い洗練された中核部品の製造、物流があります。また、環境に優しい製品や技術の推進が望まれています。全般的に、明確な経済価値を生み出す投資を誘致し、明確な経済的目的を有さない盲目的な投資は避けるべきことが強調されています。
- **自動化と効率化の推進**—特別監管区域を監督する税関当局と監督下にある会社は、関税と税金の計算を早期化し貨物の通関手続を円滑にするために、自社の手続を自動化する必要があります。指導意見は、特定のERPインターフェース・ソフトウェアや、物理的在庫を追跡し出荷書類と照合する電波による個体識別(RFID)装置のようなハードウェアの導入を意味する、最新の情報技術や経営手法について、直接言及しています。

## 修理サービス企業から実施開始

特別監管区域の修理サービス企業の保税業務作業は、税関の観点からどのように実施すべきか明瞭な作業原則に欠けていたため、長期間不明確な領域でした。中国内で生産されたり中国から輸出された電気製品や機械製品の修理を行うことは、以前は税関から許可されていたにもかかわらず、外国製品の修理は、管理上の課題(在庫やスクラップ管理等)から比較的不明瞭のままとなっています。

これらの分類の活動の課題を明確にする最初のステップとして、中国税関は、最近内部文書である署加発[2012]455号を公表しました。この文書は、国発[2012]58号の目的を実施する最初の実施細則の一つと考えられます。

署加発[2012]455号は、現存の制限を解決するのではなく、詳細な説明を加えたり、特別監管区域での修理項目の取り扱いに対しての統合されたアプローチを提案しています。署加発[2012]455号は、特に、特別監管区域内の修理サービス企業が以下の最低限の要件を満たすことを要求しています。

- 税関のネットワークを通してオンラインデータの交換ができるために税関監督要求を満たすコンピュータ管理システムを整備すること。
- 国内市場及び海外市場からの修理品と修理に使われる部品を、品番レベルまで、区別することのできる内部管理システムを採用すること。
- 廃棄する損傷した部品、スクラップや端材を現行の規則に則って処理することができること。

修理用の材料、廃棄部品、スクラップや端材は、適切な加工貿易方式に従って申告しなければならず、修理品は修理品として申告しなければならないことを税関は明らかにしました。

また、税関が、会社の部品番号の生データや申告した通関品を検査する詳細で厳密な監督システムを実施することに注意することも大切です。

特別監管区域から国内市場に返還された修理品は、修理のための輸出品に係る取扱に従って処理され、関税と増値税は、修理のコストと修理に使われた追加の材料の価値によってのみ算定されます。国内市場から特別監管区域へ運ばれた品物は、増値税の還付の対象とはなりません。また、特別監管区域へ運ばれた品物が修理できないことがわかった場合は、当該品物は元の状態で元々の場所(国内か海外)に返品されます。

## KPMGの見解

国発[2012]58号は、中国が、製造事業の価値を高め全体的な二酸化炭素排出量を削減することに注力するという以前からの見解を裏づけています。このことは、特別監管区域で税金や関税の優遇措置を利用しようとする再生可能エネルギー、科学研究、物流に従事している会社若しくは当該業種に興味のある会社にとって歓迎すべき進歩です。しかしながら、現在伝統的な製造運営を行っている会社に対しては微妙なシグナルを送っています。これらの会社は、将来特別監管区域で便益を享受することが不適格とされるリスクを避けるため、新しい指導意見で好ましいとされる事業に従った、製品・サービスの種類を革新し、改良し、多様化する必要があります。今こそ、会社が、可能性のあるジョイント・ベンチャーや、新規投資や、資金供給のオプションや、これらを実施するのに最も税効率の良い方法に関する専門的なコンサルテーションを受ける理想的な時期です。

現在、海外や国内の特別監管区域でない市場及び特別監管区域の市場に購買若しくは販売ルートを有している特別監管区域企業は、ERPシステムや補助的なプログラムや装置への投資のための資源をそなえておくことをお勧めします。修理サービス企業は、現在、この基準を満たすことが義務付けられており、特別監管区域の他の産業も、将来、同じ基準を満たすことが要求されることが想定されます。会社が、税務アドバイスと情報技術アドバイスの統合したソリューションを見出せる場合、企業にとって適切なツールを導き出し、合理的にそのシステムの機能モジュールを配置することが可能です。

国発[2012]58号の目的が完全に実現するには時間がかかるので、会社は将来の戦略を立案する十分な機会があります。政府は、現存の制限の減少と手続の調和を目指しているため、戦略上やタックスプランニングのオプションをさらに広範囲にします。会社、とりわけ修理ビジネスに属する会社は、税金の専門家に相談することをお勧めします。専門家は、企業を合理化し、革新し、場所の移転機会を確認するために、現在の業務、製品、ロケーションのレビューをはじめとする適切な作業指針作成のお手伝いができます。

